

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部改正に準じて流水占用料等の額を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「738」を「753」に、「316」を「322」に、「1,054」を「1,075」に、「527」を「537」に、「6,044」を「6,189」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の流水占用等にかかる流水占用料等について適用し、同日前の流水占用等にかかる流水占用料等については、なお従前の例による。

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
要綱

1 改正の理由

東京都河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年東京都条例第 95 号）の一部改正に準じて流水占用料等の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

土地占用料および流水占用料を次のように改める。（別表関係）

種別	単位	金額（円）			
		改定後	現行		
土地占 用料	1 m ² につき 1 年	753	738		
				322	316

	線柱および支線) および鉄塔の設置を目的とするもの		
	電線およびこれに類する架空線の設置を目的とするもの	537	527
	その他のもの	1,075	1,054
流水占用料（発電のための流水占用料を除く。）	使用水量1ℓ 毎秒につき 1年	6,189	6,044

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日

(2) 経過措置

この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の流水占用等にかかる流水占用料等について適用し、同日前の流水占用等にかかる流水占用料等については、なお従前の例による。